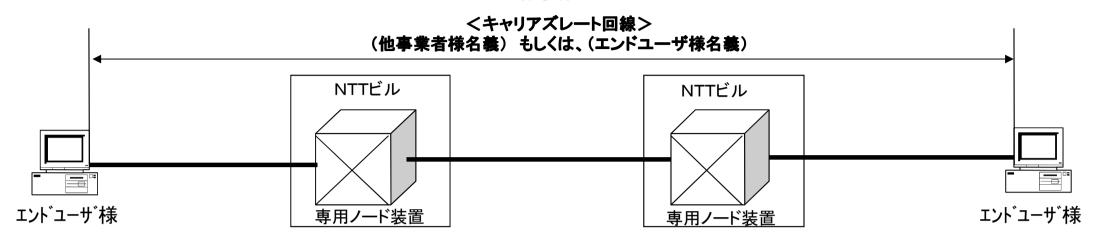
専用サービスの「事業者向け割引料金」(キャリアズレート)の概要等について

平 成 2 7 年 5 月 N T T 東 日 本

1. 概 要

<概要図>



<端末間伝送等機能料金(割引率)>

区分	調整業務あり	調整業務なし
高速ディジタル伝送サービス	8. 6% <24. 3%>	21. 6% <35. 1%>
ATM専用サービス	\24. 3%/	₹35. 1%0
一般専用サービス	3. 5% <10. 3%>	9. 5% <15. 8%>

- ・料金={専用サービス契約約款の料金額×(1-端末間伝送等機能割引率)}
- ・上記料金に、専用サービス契約約款の規定に準じて長期継続利用及び高額利用割引を利用することができます。
- ・割引率のく >内は、長期継続利用(一般専用サービスを除く)、高額利用割引を組合わせた最大割引率です。

2. 主な提供条件

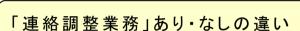
項目	主な提供条件		
対象サービス	IPルーティング網接続専用サ	イジタル伝送サービス、ATM専用サービス、一般専用サービス ティング網接続専用サービス、無線専用サービス、映像伝送サービス、一般専用サービスの放送利用、 ・ービス契約約款附則第11条に規定するもの(※)を除く>	
申込形態	『連絡調整業務(次ページ参照)』の有無を他事業者様単位に選択 (回線単位及びサービス単位の選択は不可)		
契約形態	相互接続協定及び事業者向け専用サービス契約(電気通信事業者様名義でエンドユーザビル ~他事業者様ビル間回線に係る契約)を締結後、回線単位に契約		
利用形態	エンドユーザに電気通信役務を提供している事業用回線 注)他事業者様自身が利用する回線(いわゆる自家利用回線)は対象外		
回線名義	・エンドユーザビル〜他事業者様ビル間回線:エンドユーザ名義もしくは電気通信事業者様名義 ・他事業者様ビル間回線・弊社ビル〜他事業者様ビル間回線:他事業者様名義		
回線形態	県内エンドエンド回線(ユーザ向け回線と同様の形態)		
料金請求形態	他事業者様へ料金請求(エンドユーザへは他事業者様が料金設定し、請求する) 注)役務区間単位料金(ぶつ切り料金)は対象外		
その他	長期継続利用減額・ 高額利用割引	専用サービス契約約款の規定を準用 注)・高額利用割引は、ユーザ約款回線との合算不可 ・協定+事業者向け専用サービス契約は合算可	
	最低利用期間臨時回線	専用サービス契約約款の規定を準用	
	譲渡•休止等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡は専用キャリアズレートの協定締結事業者様 へのみ可(ユーザ約款回線へ変更後の譲渡は可)	
	遡及精算・タイムラグ精算	対象外	

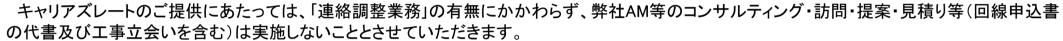
^{※ 200}b/s、48kb/sのもの。

3.「連絡調整業務」の内容

業務内容

- ① 他事業者様からの回線申込書をNTT-ME ネットワークサービス事業本部 ビジネスサービス部(以降、ビジネスサービス部と記載)に 提出すること、及び回線申込書に記入漏れ等があった場合に他事業者様に確認し、必要により修正すること。
- ② 他事業者様の開通希望日と弊社の開通可能日が異なる場合に、受付部門や工事施工部門と日程調整を実施すること。
- ③ 全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施すること。





区分	「あり」の場合	「なし」の場合
回線申込	・他事業者様が、弊社営業担当者(以降、AMと記載)経由 で事業者様受付担当ビジネスサービス部へ申し込む。	・他事業者様がビジネスサービス部へ直接申し込む。 (申込先は、P5に記載)
内容確認	・AMが回線申込書の内容に不備がないか確認し、必要に より修正する。	・申込後に、ビジネスサービス部が回線申込書の内容に不備がないか確認し、万一不備があれば他事業者様へ連絡する。・他事業者様は、回線申込書に不備がある場合は内容を修正し再度申し込む。
開通希望日と 開通可能日が 異なる場合	・AMが受付部門や工事施工部門と日程調整を実施する。	・他事業者様が 開通可能日以降の開通希望日をビジネスサービス部へ連絡する。
故障対応	・AM経由の場合は、全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施する。	・他事業者様がビジネスサービス部(故障受付担当)へ回線の故障申告を実施し、ビジネスサービス部(故障受付担当)が故障状況途中経過ならびに故障回復報告、故障原因等を確認する。

4. ご提供にあたって

〇 ご提供先等

- ◆電気通信事業者様に提供します。
 - ・電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に 届け出た直近の契約約款を弊社に提出願います。
 - その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
 - (1) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること
 - (2) 電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること
 - (3) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人(民法第34条の規定により設立された法人)の確認を受けていること(社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施)

〇 ご利用開始までの手続き等

- ◆ご利用開始までに「事前調査申込」、「接続申込」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。
 - ※ 別資料「専用キャリアズレート申込フロー」及び「移行回線申込フロー」により、弊社に申し込み願います。
- ◆専用キャリアズレートに係わる新設等の回線申込にあたっては、従来の専用サービスの申込書とは別様式となります。

5. お問い合わせ・事前調査申込等の窓口

<お問い合わせ・事前調査申込先>

	区分	窓口および連絡先	連絡先
1	続協定を締結している他事業者様 バのみの相互接続協定締結事業者を除く)	他事業者様との相互接続協定を 担当させていただいた弊社相互 接続推進部接続営業部門の各 営業担当	他事業者様との相互接続協定を 担当させていただいた弊社相互 接続推進部接続営業部門の各 営業担当
新規に相互 接続される 他事業者様	移動体通信事業者様	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4452
	長距離・地域系事業者様		
	外資系·国際系·CATV事業者様	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4454
	上記以外の他事業者様 (ダークファイバのみの相互接続協定締結事業者様含む)		
一般的なご質	問	相互接続推進部 接続営業部門	03-5359-4454

<回線申込先> ※「連絡調整業務なし」を選択の場合

区分	申込先	ご相談・問合わせ連絡先
インターネット申込	https://www.so-online.jp/outside/top-east.html	soonline@ml.east.ntt.co.jp
書面による申込	NTT-ME ネットワークサービス事業本部 ビジネスサービス部 第一デリバリ部門 SO推進担当(SOフロント) ※お問合せ内容等により担当が異なる場合には、主管する担当から別途ご連絡させて 頂く場合があります。	03-5228-6922 E-mail:nccorder@ml.ntt-me.co.jp